

平成 24 年度 魚津市事務事業評価表 (平成 23 年度実績と平成 24 年度計画)

【1枚目】

事業コード	99990014	
事務事業名	監査事務	
予算書の事業名	監査事務費	
事業期間	開始年度	昭和29年度
	終了年度	
	当面継続	
	業務分類	2. 内部管理
実施方法	☐ 1. 指定管理者代行 ☐ 2. アウトソーシング ☐ 3. 負担金・補助金 ☒ 4. 市直営	

部・課・係名等	コード1	13010100
部名等	監査委員	
課名等	事務局	
係名等	監査係	
記入者氏名	寺崎 徹	
電話番号	0765-23-1022	

政策体系上の位置付け	コード2	000000
政策の柱	該当なし	
政策名	該当なし	
施策名	該当なし	
区分	該当なし	
基本事業名	該当なし	

予算科目	コード3	001020601
会計	一般会計	
款	2. 総務費	
項	6. 監査委員費	
目	1. 監査委員費	

◆事業概要（どのような事業か。事業の内容、業務の手順など） 地方公共団体の行財政が公正かつ効率的に行われているか、第三者的立場において監視し、評価する監査委員の事務補助を行う。 監査委員の権能が十分に発揮できるように支援する。					単位	実績		計画・目標		
						22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
対象	（この事務事業は、誰、何を対象にしているのか。※人や物、自然資源など） 監査委員	➡	① 監査委員数	人	3	3	3	3	3	
			②							
			③							
手段	＜平成23年度の主な活動内容＞ ・決算審査事務 ・工事業務監査事務 ・例月出納検査事務 ・監査委員研修事務 ・定期監査事務 財政援助団体等監査事務 ＊平成24年度の変更点 変更なし	➡	① 監査委員の出席日数	日	39	36	36	36	36	
			② 研修会等への参加回数	回	5	5	5	5	5	
			③							
意図	（この事務事業によって、対象をどのように変えるのか） 監査委員の権能が十分に発揮される監査体制を維持することができる。	➡	① 例月出納検査実施回数	回	12	12	12	12	12	
			② 決算審査を実施した課等の数	課	26	25	25	25	25	
			③ 定期監査を実施した課等の数	課	25	27	27	27	27	
その結果	＜施策の目指すがた＞ 該当する施策なし。		↑成果指標が現段階で取得できていない場合、その取得方法を記入							
◆この事務事業開始のきっかけ（何年<頃>からどのようなきっかけで始まったか） 昭和29年魚津市監査委員に関する条例を制定				財源内訳	①国・県支出金 (千円)	0	0	0	0	0
					②地方債 (千円)	0	0	0	0	0
					③その他(使用料・手数料等) (千円)	0	0	0	0	0
					④一般財源 (千円)	555	421	624	624	624
					A. 予算(決算)額(①～④の合計) (千円)	555	421	624	624	624
◆開始時期以後の事務事業を取り巻く環境の変化と、今後予想される環境変化（法改正、規制緩和、社会情勢の変化など） 平成3年地方自治法改正により、監査委員の職務権限が行政監査までに拡大。平成9年改正で、外部監査法人による監査の制度が創設された。 平成19年7月、地方公共団体の財政の健全化に関する法律の制定により、監査委員の審査、意見が求められることとなった。				①事務事業に携わる正規職員数 (人)	2	2	2	2	2	
				②事務事業の年間所要時間 (時間)	2,700	3,800	3,800	3,800	2,800	
				B. 人件費（②×人件費単価/千円） (千円)	11,354	15,979	15,979	15,979	11,774	
				事務事業に係る総費用（A+B） (千円)	11,909	16,400	16,603	16,603	12,398	
				(参考) 人件費単価 (円/時間)	4,205	4,205	4,205	4,205	4,205	
◆市民や議会などからの要望・意見（担当者の私見ではなく、実際に寄せられた意見・質問などを記入） なし				◆県内他市の実施状況	(把握している内容又は把握していない理由の記入欄)					
				○ 把握している	➡	地方自治法に定められた監査、検査等を実施しており、内容については、県内他市とは同等である。				
				● 把握していない						

平成 24 年度 魚津市事務事業評価表 (平成 23 年度実績と平成 24 年度計画)

【2枚目】

【目的妥当性の評価】

1. 施策への直結度（事務事業の施策の目指すがたに対する直結度（対象・意図の密接度）とその理由説明）		
☐ 直結度大 ☐ 直結度中 ☒ 直結度小	説明	該当する施策がないため、直結する施策はない。
2. 市の関与の妥当性（なぜ市が行わなければならないのか、民間や他の機関でも実施可能な事務事業か）		
☒ 法令などにより市による実施が義務付けられている ☐ 法令などによる義務付けはないが、公共性が非常に高く、民間（市民・企業等）によるサービスの実施が不可能（又は困難）なため、市による実施が妥当 ☐ 民間でもサービス提供は可能だが、公共性が比較的高く、市による実施が妥当 ☐ 市が実施しているが、関与の必要性は低く、今後は市の関与を縮小（廃止）が妥当 ☐ 既に目的を達成しているので、市の関与を廃止が妥当		
根拠法令等を記入	地方自治法（昭和24年法律第67号）195条 魚津市監査委員に関する条例（平成12年条例第12号） 地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第109号）	
3. 目的見直しの余地（【対象】と【意図】は適切か、限定又は追加・拡充すべきでないか、また、その理由）		
なし	説明	現状の対象と意図は適切であり、見直しの余地なし。

【有効性の評価】

4. 成果向上の余地（成果の目標は達成されたか、成果の向上が今後どの程度見込めるか）		
なし	説明	成果向上の余地なし。
5. 連携することで、今より効果が高まる可能性のある他の事務事業の有無（どう効果が高まるか説明）		
なし	説明	連携することで、今より効果が高まる可能性がある他の事務事業はない。

【効率性の評価】

6. 事業費の削減の余地（仕様や住民等の協力など手段を工夫することで、事業費を削減できないか説明、できない理由も説明）		
なし	説明	削減することにより、監査委員の権能が十分に発揮できなくなる。
7. 人件費の削減の余地（今の業務時間を工夫して少なくできないか説明、できない理由も説明）		
なし	説明	削減することにより、監査委員の権能が十分に発揮できなくなる。

【公平性の評価】

8. 受益機会の適正化の余地（受益の機会が偏っていて不公平でないか）		
なし	説明	特定の受益者がいないため。
9. 受益者負担の適正化の余地（県内他市と比較し、適正な水準か）		
【選択】	説明	

★ 評価結果の総括と今後の方向性		
(1) 評価結果の総括		
① 目的妥当性	☒ 適切	☐ 目的廃止又は再設定の余地あり
② 有効性	☒ 適切	☐ 成果向上の余地あり
③ 効率性	☒ 適切	☐ コスト削減の余地あり
④ 公平性	☒ 適切	☐ 受益者負担の適正化の余地あり
(2) 今後の事務事業の方向性		
☒ 現状のまま（又は計画どおり）継続実施		年度
☐ 終了 ☐ 廃止 ☐ 休止 ☐ 他の事務事業と統合又は連携 ☐ 目的見直し ☐ 事務事業のやり方改善		

★改革・改善案（いつ、どのような改革・改善を、どういう手段で行うか）			コストと成果の方向性	
実施予定時期	次年度（平成24年度）	なし	コストの方向性	
			維持	
	中・長期的（3～5年間）	なし	成果の方向性	
			維持	

★一次評価（課長総括評価）	
地方自治法で設置が定められた委員であり、事務局は委員の権能が十分に発揮できるよう努めている。 監査活動の支援には不具合は生じていない。	二次評価の要否
	不要
★二次評価（経営戦略会議評価）	

平成 24 年度 魚津市事務事業評価表 (平成 23 年度実績と平成 24 年度計画)

【1枚目】

事業コード		99990015				
事務事業名		固定資産評価審査委員会事務				
予算書の事業名		固定資産評価審査委員会事務費				
事業期間	開始年度	平成27年度	終了年度	当面継続	業務分類	2. 内部管理
実施方法	☐ 1. 指定管理者代行		☐ 2. アウトソーシング		☐ 3. 負担金・補助金	☒ 4. 市直営

部・課・係名等	コード1	15010000
部名等	固定資産評価審査委員会	
課名等	事務局	
係名等	－	
記入者氏名	寺崎 徹	
電話番号	0765-23-1022	

政策体系上の位置付け	コード2	211001
政策の柱	共2 自立する自治体経営	
政策名	1 戦略的行政経営システムの確立	
施策名	1. 計画的で効率的な行政経営の推進	
区分	なし	
基本事業名	健全な財政運営の推進	

予算科目	コード3	001020201
会計	一般会計	
款	2. 総務費	
項	2. 徴税費	
目	1. 税務総務費	

◆事業概要（どのような事業か。事業の内容、業務の手順など） 納税者の固定資産税課税台帳に登録された価格に対する不服の処理を行うための委員会の書記として事務を処理する。				単位	実績		計画・目標			
					22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	
対象	（この事務事業は、誰、何を対象にしているのか。※人や物、自然資源など） 固定資産評価審査委員	➡	① 固定資産評価審査委員数	人	3	3	3	3	3	
			②							
			③							
手段	<平成23年度の主な活動内容> 固定資産評価審査委員会の開催 固定資産評価審査委員会運営研修会への参加 *平成24年度の変更点 変更なし	➡	① 固定資産評価審査委員会の開催	回	0	2	6	6	6	
			② 研修会等への参加	回	1	1	1	1	1	
			③							
意図	（この事務事業によって、対象をどのように変えるのか） 固定資産の適当かつ公平な価格の決定を保障することができる。	➡	① 審査申出件数	件	0	0	1	1	1	
			②							
			③							
その結果	<施策の目指すがた> 中立・専門的な立場から不服の内容について審査・決定することにより、適当かつ公平な価格の決定を保障し、固定資産税における課税の公平を期する。		↑成果指標が現段階で取得できていない場合、その取得方法を記入 市民の申出による							
◆この事務事業開始のきっかけ（何年頃）からどのようなきっかけで始まったか） 昭和27年魚津市固定資産評価審査委員会条例を制定				財源内訳	①国・県支出金 (千円)	0	0	0	0	0
					②地方債 (千円)	0	0	0	0	0
					③その他(使用料・手数料等) (千円)	0	0	0	0	0
					④一般財源 (千円)	94	95	130	130	130
					A. 予算(決算)額(①～④の合計) (千円)	94	95	130	130	130
◆開始時期以後の事務事業を取り巻く環境の変化と、今後予想される環境変化（法改正、規制緩和、社会情勢の変化など） 平成9年4月、審査の中立性を担保する趣旨により、税部門から事務局を移管した。 平成11年度の法律改正により審査方法等の変更から魚津市固定資産評価審査委員会条例を全部改正した。				①事務事業に携わる正規職員数 (人)	2	2	2	2	2	
				②事務事業の年間所要時間 (時間)	140	200	200	200	200	
				B. 人件費（②×人件費単価/千円） (千円)	589	841	841	841	841	
				事務事業に係る総費用（A+B） (千円)	683	936	971	971	971	
				(参考) 人件費単価 (円/時間)	4,205	4,205	4,205	4,205	4,205	
◆市民や議会などからの要望・意見（担当者の私見ではなく、実際に寄せられた意見・質問などを記入） なし				◆県内他市の実施状況	(把握している内容又は把握していない理由の記入欄)					
				○ 把握している	➡	地方自治法、地方税法に定められた委員会であり、固定資産税課税台帳に登録された価格に関する不服を審査決定するもので、他市と変わるところはない。				
				● 把握していない						

平成 24 年度 魚津市事務事業評価表 (平成 23 年度実績と平成 24 年度計画)

【2枚目】

【目的妥当性の評価】

1. 施策への直結度（事務事業の施策の目指すがたに対する直結度（対象・意図の密接度）とその理由説明）		
☐ 直結度大 ☐ 直結度中 ☒ 直結度小	説明	固定資産税の賦課をする際の資産評価について、不服がある場合に行う事務である。固定資産税の賦課事務については、直結度は大きい、この事務は、間接的に施策の目指すがたに結びつくものであり、直結度は小さいと考えられる。
2. 市の関与の妥当性（なぜ市が行わなければならないのか、民間や他の機関でも実施可能な事務事業か）		
☒ 法令などにより市による実施が義務付けられている ☐ 法令などによる義務付けはないが、公共性が非常に高く、民間（市民・企業等）によるサービスの実施が不可能（又は困難）なため、市による実施が妥当 ☐ 民間でもサービス提供は可能だが、公共性が比較的高く、市による実施が妥当 ☐ 市が実施しているが、関与の必要性は低く、今後は市の関与を縮小（廃止）が妥当 ☐ 既に目的を達成している、市の関与を廃止が妥当		
根拠法令等を記入	地方税法（昭和25年法律第226号）第423条第1項 魚津市固定資産評価審査委員会条例（平成11年条例第24号）	
3. 目的見直しの余地（【対象】と【意図】は適切か、限定又は追加・拡充すべきでないか、また、その理由）		
なし	説明	現状の対象と意図は適切であり、見直しの余地なし。

【有効性の評価】

4. 成果向上の余地（成果の目標は達成されたか、成果の向上が今後どの程度見込めるか）		
なし	説明	成果向上の余地なし。
5. 連携することで、今より効果が高まる可能性のある他の事務事業の有無（どう効果が高まるか説明）		
なし	説明	連携することで、今より効果が高まる可能性がある他の事務事業はない。

【効率性の評価】

6. 事業費の削減の余地（仕様や住民等の協力など手段を工夫することで、事業費を削減できないか説明、できない理由も説明）		
なし	説明	固定資産評価審査委員会事務は、市の財政・業務の変化等に対して直接的に影響は受けない。
7. 人件費の削減の余地（今の業務時間を工夫して少なくできないか説明、できない理由も説明）		
なし	説明	固定資産評価審査委員会を開催するための最低限の体制である。

【公平性の評価】

8. 受益機会の適正化の余地（受益の機会が偏っていて不公平でないか）		
なし	説明	特定の受益者がいないため。
9. 受益者負担の適正化の余地（県内他市と比較し、適正な水準か）		
【選択】	説明	

★ 評価結果の総括と今後の方向性		
(1) 評価結果の総括		
① 目的妥当性	☒ 適切	☐ 目的廃止又は再設定の余地あり
② 有効性	☒ 適切	☐ 成果向上の余地あり
③ 効率性	☒ 適切	☐ コスト削減の余地あり
④ 公平性	☒ 適切	☐ 受益者負担の適正化の余地あり
(2) 今後の事務事業の方向性		
☒ 現状のまま（又は計画どおり）継続実施		年度
☐ 終了 ☐ 廃止 ☐ 休止 ☐ 他の事務事業と統合又は連携 ☐ 目的見直し ☐ 事務事業のやり方改善		

★改革・改善案（いつ、どのような改革・改善を、どういう手段で行うか）			コストと成果の方向性	
実施予定時期	次年度（平成24年度）	なし	コストの方向性	
			維持	
	中・長期的（3～5年間）	なし	成果の方向性	
			維持	

★一次評価（課長総括評価）	
地方税法で設置が義務づけられている委員会である。 固定資産の価格に対する不服の審査申出があれば、申出から30日以内に審査して決定することが出来る体制を必要とする。	二次評価の要否
	不要

★二次評価（経営戦略会議評価）	

平成 24 年度 魚津市事務事業評価表 (平成 23 年度実績と平成 24 年度計画)

【1枚目】

事業コード	99990013
事務事業名	公平委員会事務
予算書の事業名	公平委員会事務費
事業期間	開始年度 昭和27年度 終了年度 当面継続 業務分類 2. 内部管理
実施方法	☐ 1. 指定管理者代行 ☐ 2. アウトソーシング ☐ 3. 負担金・補助金 ☒ 4. 市直営

部・課・係名等	コード1	14010000
部名等	公平委員会	
課名等	－	
係名等	－	
記入者氏名	堀 昭禎	
電話番号	0765-23-1022	

政策体系上の位置付け	コード2	000000
政策の柱	該当なし	
政策名	該当なし	
施策名	該当なし	
区分	該当なし	
基本事業名	該当なし	

予算科目	コード3	001020107
会計	一般会計	
款	2. 総務費	
項	1. 総務管理費	
目	7. 公平委員会費	

◆事業概要（どのような事業か。事業の内容、業務の手順など） 地方自治法の規定により設置が義務づけられている公平委員会の運営					単位	実績		計画・目標				
						22年度	23年度	24年度	25年度	26年度		
対象	（この事務事業は、誰、何を対象にしているのか。※人や物、自然資源など） 公平委員	➡	① 公平委員数	人	3	3	3	3	3			
			②									
			③									
手段	<平成23年度の主な活動内容> ・公平委員会開催、富山県公平委員会連合会研修会参加、全国公平委員会連合会北信越支部研究会参加 *平成24年度の変更点 なし	➡	① 公平委員会の開催数	回	0	0	1	1	1			
			② 研修等の参加回数	回	1	2	2	2	2			
			③									
意図	（この事務事業によって、対象をどのように変えるのか） 不服申立等の適正かつ迅速な審査・判定を行う。	➡	① 勤務条件に関する措置審査件数	件	0	0	0	0	0			
			② 不利益な処分についての不服申立件数	件	0	0	0	0	0			
			③ 苦情相談件数	件	0	0	0	0	0			
その結果	<施策の目指すがた> 該当なし		↑成果指標が現段階で取得できていない場合、その取得方法を記入									
◆この事務事業開始のきっかけ（何年<頃>からどのようなきっかけで始まったか） 昭和27年魚津市公平委員会条例を制定					財源内訳	①国・県支出金	(千円)	0	0	0	0	0
						②地方債	(千円)	0	0	0	0	0
						③その他(使用料・手数料等)	(千円)	21	13	23	23	23
						④一般財源	(千円)	70	34	153	153	153
						A. 予算(決算)額(①～④の合計)	(千円)	91	47	176	176	176
◆開始時期以後の事務事業を取り巻く環境の変化と、今後予想される環境変化（法改正、規制緩和、社会情勢の変化など） ・昭和37年魚津市公平委員会条例を廃止し、魚津公平委員会規約を制定する。（昭和37年12月21日施行） ・平成16年6月地方公務員法の改正により、平成17年度から職員の苦情処理事務が制定された。					①事務事業に携わる正規職員数	(人)	0	0	0	0	0	
					②事務事業の年間所要時間	(時間)	0	0	0	0	0	
					B. 人件費（②×人件費単価/千円）	(千円)	0	0	0	0	0	
					事務事業に係る総費用（A+B）	(千円)	91	47	176	176	176	
					（参考）人件費単価	(円/時間)	4,205	4,205	4,205	4,205	4,205	
◆市民や議会などからの要望・意見（担当者の私見ではなく、実際に寄せられた意見・質問などを記入） なし					◆県内他市の実施状況	➡	（把握している内容又は把握していない理由の記入欄） 地方公務員法に定められた委員会であり、他市と変わるところはない。					
					○ 把握している ● 把握していない							

平成 24 年度 魚津市事務事業評価表 (平成 23 年度実績と平成 24 年度計画)

【2枚目】

【目的妥当性の評価】

1. 施策への直結度（事務事業の施策の目指すがたに対する直結度（対象・意図の密接度）とその理由説明）	
☐ 直結度大 ☐ 直結度中 ☒ 直結度小	説明 該当する施策がないため、直結する施策もない。
2. 市の関与の妥当性（なぜ市が行わなければならないのか、民間や他の機関でも実施可能な事務事業か）	
☒ 法令などにより市による実施が義務付けられている ☐ 法令などによる義務付けはないが、公共性が非常に高く、民間（市民・企業等）によるサービスの実施が不可能（又は困難）なため、市による実施が妥当 ☐ 民間でもサービス提供は可能だが、公共性が比較的高く、市による実施が妥当 ☐ 市が実施しているが、関与の必要性は低く、今後は市の関与を縮小（廃止）が妥当 ☐ 既に目的を達成しているため、市の関与を廃止が妥当	
根拠法令等を記入	地方公務員法（昭和25年法律第261号）第7条第4項 地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の7 魚津公平委員会規約（昭和37年公平委員会告示第1号）
3. 目的見直しの余地（【対象】と【意図】は適切か、限定又は追加・拡充すべきでないか、また、その理由）	
なし	説明 現状の対象と意図は適切であり、見直しの余地はなし。

【有効性の評価】

4. 成果向上の余地（成果の目標は達成されたか、成果の向上が今後どの程度見込めるか）	
なし	説明 成果向上の余地はなし。
5. 連携することで、今より効果が高まる可能性のある他の事務事業の有無（どう効果が高まるか説明）	
なし	説明 連携することで、今より効果が高まる可能性がある他の事務事業はない。

【効率性の評価】

6. 事業費の削減の余地（仕様や住民等の協力など手段を工夫することで、事業費を削減できないか説明、できない理由も説明）	
なし	説明 最低限の事業費であり削減の余地がない。
7. 人件費の削減の余地（今の業務時間を工夫して少なくできないか説明、できない理由も説明）	
なし	説明 削減の余地なし。

【公平性の評価】

8. 受益機会の適正化の余地（受益の機会が偏っていて不公平でないか）	
なし	説明 特定の受益者がいないため。
9. 受益者負担の適正化の余地（県内他市と比較し、適正な水準か）	
【選択】	説明

★ 評価結果の総括と今後の方向性		
(1) 評価結果の総括		
① 目的妥当性	☒ 適切	☐ 目的廃止又は再設定の余地あり
② 有効性	☒ 適切	☐ 成果向上の余地あり
③ 効率性	☒ 適切	☐ コスト削減の余地あり
④ 公平性	☒ 適切	☐ 受益者負担の適正化の余地あり
(2) 今後の事務事業の方向性		
☒ 現状のまま（又は計画どおり）継続実施		年度
☐ 終了 ☐ 廃止 ☐ 休止 ☐ 他の事務事業と統合又は連携 ☐ 目的見直し ☐ 事務事業のやり方改善		

★改革・改善案（いつ、どのような改革・改善を、どういう手段で行うか）		コストと成果の方向性
実施予定時期	次年度（平成24年度）	コストの方向性 維持
	中・長期的（3～5年間）	成果の方向性 維持

★一次評価（課長総括評価）	
地方公務員法で設置が義務づけられている委員会である。 平成23年度は不服申立等の事例は発生していないが、申立があれば常に適正かつ迅速な審査・判定を行える体制を必要とする。	二次評価の要否 不要
★二次評価（経営戦略会議評価）	